

事務連絡
令和5年12月15日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人の附属
学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
特別支援教育課

高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学
することができるものの課程の基準の一部を改正する告示及び
特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が
大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正
する告示の施行について

この度、別添のとおり、「高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示」（令和5年文部科学省告示第138号）及び「特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示」（令和5年文部科学省告示第139号）が、令和5年12月15日に公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第63号）（以下「高等学校等専攻科の基準」という。）及び特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第64号）（以下「特別支援学校高等部専攻科の基準」という。）は、高等教育相当の教育水準が確保されていることを担保するという観点から、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）や、一定の要件を満たす場合に同じく大学への編入学が認められている専修学校専門課程の設置基準を参照し、規定しているものです。今般、大学設置基準及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）について、教員配置基準に関する規定の改正が行われたところ、当該改正の

趣旨は、高等学校等専攻科の基準にも当てはまるものであることから、今回、高等学校等専攻科の基準についても、教員配置基準に関する規定の改正をするものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

第1 改正の概要

- 1 教員に関し、「専任の教員」を「基幹教員」と改め、その定義を「本務として当該専攻科における教育に従事する教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）又は一の学科※の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当する教員」とすること。（高等学校等専攻科の基準第9条第2項関係、特別支援学校高等部専攻科の基準第6条第2項関係）

※学科とは、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第5条の学科（いわゆる「大学科」。）を指す。

- (1) 置かなければならない基幹教員の数（以下「必要基幹教員数」という。）の4分の3以上は、本務として当該専攻科に従事する教員である基幹教員（以下「本務基幹教員」という。）とすること。（高等学校等専攻科の基準第9条第3項、特別支援学校高等部専攻科の基準第6条第3項関係）
 - (2) 必要基幹教員数に、本務基幹教員として算入することができるのは、一の専攻科の一の学科についてのみとすること。（高等学校等専攻科の基準第9条第4項、特別支援学校高等部専攻科の基準第6条第4項関係）
 - (3) 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専攻科ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、必要基幹教員数の4分の1の範囲内であれば、同一専攻科における複数の学科において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員である基幹教員（以下「年8単位以上基幹教員」という。）として算入することができることとすること。（高等学校等専攻科の基準第9条第5項、特別支援学校高等部専攻科の基準第6条第5項関係）
- 2 その他所要の改正を行うこと。
 - 3 この改正については、令和6年4月1日から施行すること（改正告示附則関係）。

第2 留意事項

1 基幹教員の要件

- (1) 「本務基幹教員」とは当該専攻科の教育に本務として従事する者をいい、具体的に当該教員が本務基幹教員であるかどうかは、当該専攻科における勤務時間、給与等により総合的に判断すべきであるが、少なくとも二以上の専攻科の教員を兼ねている場合には、一の専攻科において本務基幹教員とみなされれば、他の専攻科では本務基幹教員としてはならないこと。
- (2) 「一の学科の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当」について、「8単位以上」として算入する単位数は、複数の学科等で共通して開講されている授業科目である場合は、いずれか一の学科のみの単位数の算入に限ること。なお、名称や位置づけが異なっていたとしても、同一の教員により同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、これも同様の取り扱いとすること。

2 基幹教員数への算入等

(1) 複数の専攻科における算入について

本務基幹教員は、一の専攻科の一の学科についてのみ算入するものであり、複数の専攻科で本務基幹教員として算入することは認められないこと。ただし、ある専攻科で本務基幹教員として算入されている場合であっても、他の専攻科において必要基幹教員数の4分の1以内であれば、当該他の専攻科において年8単位以上基幹教員となることが可能であること。なお、複数の専攻科においてそれぞれ必要基幹教員数の4分の1の範囲内で、年8単位以上基幹教員として算入することも可能であること。

(2) 同一専攻科における複数学科にわたる算入について

同一専攻科内では、一の学科で4分の3以上必要とされる本務基幹教員として算入し、他の学科で年8単位以上基幹教員としてそれぞれに算入することは認められないこと。ただし、一の専攻科の複数の学科で必要基幹教員数の4分の1の範囲内であれば、年8単位以上基幹教員として、それぞれの学科において算入することができること。

(3) 労務管理等

- ① 同一の者が基幹教員として従事できる専攻科等の数に、一律の制限を設けるものではないが、校長は、適切な教育活動が行われるよう、労務管理等には十分留意することが必要であり、他の専攻科における担当授業科目の状況等に係る情報は得ておくことが望ましいこと。
- ② 複数の専攻科等において業務に従事する場合、兼業やクロスアポイントメントの形によることも想定される。こうした場合の基幹教員の処遇等については、各専攻科における判断によることとなるが、必要に応じ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月8日改訂 厚生労働省）や「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」（令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省）等を参考とし、適切に対応されたいこと。

(参考)

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月8日改訂 厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>

「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」（令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20200626_mxt_sanchi01-mext_00750_1.pdf

(添付資料)

【別添1】高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示

【別添2】特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示

【本件連絡先】

(高等学校専攻科の基準に関する問合せ)

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

(特別支援学校高等部専攻科の基準に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

○文部科学省告示第三百三十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百条の二第一項第二号（同令第一百十三条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十八年文部科学省告示第六十三号（高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月十五日

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数)</p> <p>第九条 「略」</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は、<u>基幹教員</u>(本務として当該専攻科における教育に従事する教員(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条において同じ。))又は一の<u>学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>でなければならぬ。ただし、当該<u>基幹教員の数は三人を下回る</u>ことができない。</p> <p>3 前項の規定により置かなければならない<u>基幹教員の数</u>(以下この条において「<u>必要基幹教員数</u>」という。)の<u>四分の三</u>以上は、本務として当該専攻科における教育に従事する教員とする。</p> <p>4 必要基幹教員数に、本務として当該専攻科における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専攻科における一の学科についてのみとする。</p> <p>5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専攻科ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専攻科における複数の学科において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。</p> <p>(専攻科の通信制の課程の教員数)</p>	<p>(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は、<u>専任の教員</u>(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)<u>でなければならぬ。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。</u></p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(専攻科の通信制の課程の教員数)</p>

第十条 「略」

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員でなければならぬ。ただし、当該基幹教員の数は三人を下回ることをできない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専攻科における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専攻科における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専攻科における一の学科についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専攻科ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専攻科における複数の学科において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

別表第一 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数（第九条関係）

学科の区分 「略」	学科ごとの収容定員 の区分 「略」	教員数 「略」
普通科並びにその他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認め	「略」	「略」

第十条 「同上」

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならぬ。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

別表第一 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数（第九条関係）

学科の区分 「同上」	学科ごとの収容定員 の区分 「同上」	教員数 「同上」
普通科、商業に関する学科、家庭に関する学科、情報に関する学科、理数に関する	「同上」	「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 「略」	<p>られる学科、商業に 関する学科、家庭に 関する学科、情報に 関する学科、理数に 関する学科、体育に 関する学科、音楽に 関する学科、美術に 関する学科、外国語 に関する学科、国際 に関する学科、並 びにその他の専門教 育を施す学科として 適当な規模及び内容 があると認められる 学科並びに総合学 科並びに総合学 科第二から別表第 四までにおいて「普 通科等」という。</p>
	備考 「同上」	<p>る学科、体育に 関する学科、音楽 に関する学科、美 術に関する学科、 外国語に関する 学科、国際関係 に関する学科、並 びにその他の専門 教育を施す学科 として適当な規 模及び内容があ ると認められる 学科並びに総合 学第二から別表 第四までにおいて 「普通科等」と いう。</p>

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第三百三十九号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年文部科学省告示第六十四号（特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月十五日

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(専攻科の教員数) 第六条 「略」</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は、<u>基幹教員</u>(本務として当該専攻科における教育に従事する教員(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条において同じ。))又は一の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条において同じ。)でなければならぬ。ただし、当該<u>基幹教員</u>の数は三人を下回ることができない。</p> <p>3 前項の規定により置かなければならない<u>基幹教員</u>の数(以下この条において「必要基幹教員数」という。)の四分の三以上は、本務として当該専攻科における教育に従事する教員とする。</p> <p>4 必要基幹教員数に、本務として当該専攻科における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専攻科における一の学科についてのみとする。</p> <p>5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専攻科ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専攻科における複数の学科において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。</p>	<p>(専攻科の教員数) 第六条 「同上」</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は、<u>専任の教員</u>(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項において同じ。)でなければならぬ。ただし、当該<u>専任の教員</u>の数は三人を下ることができない。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。